

昭和56年以前の住宅は、ぜひ耐震化を！

近年の大地震では、昭和56年5月31日以前に着工した旧耐震基準による木造住宅が大きな被害を受けています。

このため、県と市では旧耐震基準住宅を対象に、診断から改修工事まで住まいの耐震化を支援しています。

簡易耐震診断

木造戸建住宅の場合、診断費3000円が必要です。

補助事業（兵庫県）

▽耐震改修計画策定費補助
改修計画策定費の3分の2以内（戸建て住宅は、最大20万円）

▽耐震改修工事費補助

耐震改修工事費の4分の1以内（戸建て住宅は、最大60万円）※居室耐震型（シエルター方式）工事可



南あわじ「ふれあい作文」の募集

「まちづくりは人づくり」を合言葉に、あなたやあなたの家族、地域の人を大切にしたいの作文や詩を募集しています。

- 対象者 市内在住・在勤・在学の方
- 応募方法
 - ・400字詰原稿用紙に800字以内
 - ・未発表のものに限ります
 - ・応募者の氏名（ふりがな）、住所、電話番号を作品の表紙に明記して下記送り先まで応募
- その他 作品は原則返還しません。また、作品は市に帰属されます
- 締切 10月31日（金）
- 送り先 南あわじ市教育委員会人権教育課「ふれあい作文」係
〒656-0393 南あわじ市湊 90-1
☎人権教育課 ☎37-3019

現況届の提出

児童扶養手当 特別児童扶養手当

手当を引き続き受ける要件を満たしているかを確認するため、受給資格のある方は現況届の提出が必要です。

- ▽提出期間 児童扶養手当Ⅱ 8月1日（金）～29日（金）、特別児童扶養手当Ⅱ 8月12日（火）～22日（金）
- ▽提出先 総合窓口センター
☎福祉課 ☎44・30002

年金だより

年金作品コンクール

作文・ポスター募集
応募締切 9月5日（金）

ポスター

- ▽内容 公的年金に関するもの
- ▽対象 市内の中学・高校生
- ▽規格 B3サイズまたは、4つ切サイズの画用紙
- ※裏面に学校名・学年・氏名を記入

作文

- ▽内容 公的年金に関するもの
- ▽対象 市内の中学生
- ▽規格 400字詰原稿用紙（縦書き）に3枚
- ※学校名・学年・氏名を記入

共通事項

- ▽提出先 市民課（三原庁舎）
- ▽注意事項 作品は未発表のもの。原則返却しません
- ☎兵庫社会保険事務局年金課 ☎078・291・5211

年金相談

- ▽日時 9月11日（木） 午前11時～午後3時
- ▽場所 南淡公民館
- ▽内容 ねんきん特別便相談
- ▽申込 市民課 ☎43・5023

さまざまな仕事をお引き受けします。

- 植木剪定 ○大工・左官仕事 ○農作業 ○除草・草刈 ○軽作業
- 施設管理 ○清掃 ○毛筆筆耕 ○家事手伝い（掃除・洗濯・食事支度）など

お気軽にお電話下さい

（社）南あわじ市シルバー人材センター

〒656-0478 南あわじ市市福永 358-1（三原庁舎内）
TEL / 0799-42-5339 FAX / 0799-42-6044

広田事業所 TEL / 0799-45-0012
福良事業所 TEL / 0799-52-0070
西淡窓口 TEL / 0799-36-2083

広告

8月から負担割合の判定方法が変わります

長寿医療制度（後期高齢者医療制度）

8月から、「同一世帯の被保険者の所得や収入」によって医療費の負担割合（1割または3割）が決まります。また、8月1日～翌年7月31日までの負担金の割合は、19年中の所得や収入で判定されます。

対象者

次の①・②に該当する人に新しい被保険者証を7月下旬にお送りしています。

8月1日～10月31日

医療機関の窓口では、新しい被保険者証を提示してください。古い被保険者証は使用できませんので、市の窓口センターにお返しください。

- ①負担割合が変更になる人
- ②現在の被保険者証に「3割」ただし平成20年7月31日までは、自己負担限度額「一般」適用」の記載のある人

国民健康保険 高齢受給者証の更新

8月1日、国保の高齢受給者証の更新を行います。この受給者証は、70歳～74歳の国保加入者の医療費の負担割合を表示したものです。医療機関等では保険証とともにご提示ください。（該当者には7月中旬に郵送済み）

受給者証の有効期限

翌年3月31日となっています。（本来は、翌年7月31日）これは、国が4月から行っている2割負担者への特例措置

翌年4月以降の受給者証

21年4月～7月の受給者証は、3割負担の方も含めて3月中に送付します。

- （※）特例措置Ⅱ指定公費負担医療として、2割のうち1割を国が負担しています。（患者1割、国1割、保険8割）
- ☎保険課 ☎44・3003

長寿医療制度（後期高齢者医療制度）の変更点

保険料の軽減割合の拡大

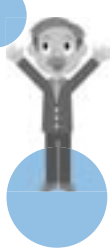
先日、20年度分の保険料についてのお知らせを送付しましたが、次の方は、減額後の保険料のお知らせを8月中旬に送付します。

- ①20年度の均等割額が7割軽減されている世帯の方
- ↓一律8割5分軽減

保険料の支払い方法の変更

4月から年金引きをしている方、10月から年金引きを予定している方のうち、次のいずれかの要件を満たす方は、各総合窓口センターで口

- ①「賦課のもとになる所得金額」が58万円以下の方
- ↓所得割額を一律5割軽減



負担限度額（月額）	個人（外来）	44,400円
額（月額）	世帯（入院含む）	80,100円+（医療費-267,000円）×1%
入院食事代（1食）		260円

※世帯単位の限度額について、12か月以内にすでに3回以上高額療養費が支給されている場合、4回目以降44,400円となります。ただし、次の人は8月1日から「1割負担」の区分に変わります。

- ・世帯内の被保険者が一人でも収入383万円未満
- ・世帯内の被保険者が複数で、被保険者全員の収入合計が520万円未満

（注）8月1日から3割負担の方のうち、収入383万円以上の被保険者で、同一世帯の70歳以上75歳未満の人を含めた収入合計が520万円未満の方は、市の窓口センターに申請することで、負担限度額が軽減されます。

（対象となる可能性のある人には、申請書を送付しています。）

限度額適用・標準負担額減額認定証

世帯員全員が住民税非課税の人は、限度額適用・標準負担額減額認定証を提示することで、入院の際に医療機関で支払う負担金の上限が適用され、入院時の食事代も減額されます。

認定証の更新時期は毎年8月です。現在、認定証をお持ちで8月以降も引き続き対象となる可能性がある人には、申請書を送付しています。世帯員全員が住民税非課税の人は、認定証をお持ちでない場合は、入院の際に市の窓口センターに申請してください。

☎保険課 ☎44・3003